

## 国民経済計算調査会議の開催について

閣 議 決 定  
昭和 4 9 年 4 月 1 2 日  
平成 1 2 年 1 2 月 2 6 日改正

政府は、国際連合が提示した新しい国民経済計算体系に沿って、我が国の国民経済計算の整備改善を図るため、臨時に、国民経済計算調査会議（以下「会議」という。）を開催する。

## 1 目的

現行の国民所得統計は、経済政策、経済計画の立案、経済動向の分析等の基礎として、重要な役割を果たしているが、今後そのいつそう有効な活用を図るため、国際連合が提示した新しい国民経済計算体系に沿って、我が国の国民経済計算の整備改善を図るものとし、これに必要な重要事項を、調査検討することを目的とする。

## 2 構成

会議は、国民経済計算に関し、学識経験を有する者をもつて、構成する。

## 3 運用等

- (1) 会議は、必要に応じ、部会及び専門小委員会を設けることができる。
- (2) 関係行政機関は、会議の調査、検討に協力するものとする。
- (3) 会議の庶務は、内閣府経済社会総合研究所が行う。

## 4 その他

上記の条項に定めたもののほか、会議に関し、必要な事項は、内閣総理大臣が別に定める。